

仕 様 書

1 件名

学生支援緊急給付金の給付に向けた申請等フォームの設計業務

2 目的

2019年12月末に中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症は、2020年1月には日本国内でも感染が拡大し続け、4月7日には東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に4月16日には全都道府県を対象とした緊急事態宣言が発令され、経済活動も縮小することとなった。これにより、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきており、特に家庭から自立した学生等において経済的理由から修学を断念せざるをえない状況に陥ることが懸念される。

上記の現状を踏まえ、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構は学生支援緊急給付金給付事業を実施し、経済的困難に陥った学生等を対象に給付金を支給することとしたが、迅速な給付を実現するため、対象学生等が速やかな申請手続き及び申請内容の確認ができるような申請フォームの設計を行うものとする。

3 請負期間

令和2年5月〇日(〇)～令和2年8月31日(月)

4 業務内容

(1) 実施業務内容

学生支援緊急給付金申請に係るキャリアス Contact (LINEによる応募者管理システム) 利用業務

- ① 文科省支援 学生向けLINEでの申請フォームの作成
- ② 教育機関ごとのLINEでの申請フォーム用 QRコード、URLの発行
- ③ LINEでの申請者に対して教育機関ごとの閲覧権限の付与
- ④ LINEでの申請者に対して教育機関ごとの申請者のチェック、更新作業用フォームの作成
- ⑤ LINEでの申請者に対して教育機関ごとに日本学生支援機構向けファイル作成機能の実装

5 機密情報

- (1) 本業務において、機密情報とは本契約締結日以降、業務のため文部科学省が請負者に開示する情報のうち、特に機密に該当しないとしたもの以外一切をさすものとし、かつ、公には入手できないものとする。
- (2) 前項にかかわらず機密情報が、請負者により以下に該当する情報である旨を証明

する通知がなされ、文部科学省が当該通知の内容が適正であるものと判断した場合には、当該機密情報は機密保持義務を負わないものとする。

- ・既に、公知、公用の情報
 - ・開示後、請負者の責めによらず、公知、公用となった情報
 - ・開示を受けたときに既に請負者が取得していた情報
 - ・開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに請負者が入手した情報
 - ・請負者が開示された情報と無関係に開発、創作した情報
 - ・法令により開示することが義務付けられた情報
- (3) 請負者は、文部科学省から開示された機密事項を機密として保持し、また文部科学省の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に機密情報を開示、漏洩、公表してはならない。
- (4) 請負者は、機密情報を機密にしておくために合理的な安全保障の予防処置をとらなければならない。
- (5) 全ての機密情報は文部科学省の所有物であり、かつ同者の所有物のまま残ることを確認する。請負者は機密情報についていかなる権利も有さない。
- (6) 機密情報の目的外利用については、理由の如何を問わず禁止する。
- (7) 機密情報の引渡し及び受領については、日時、種類、受取人等の記録をつけること。
- (8) 機密情報の複写については、原則禁止とする。
- (9) 機密情報の保管については、施錠管理等の適切な対策を施すこと。

6 個人情報

- (1) 請負者は、発注者から預託され又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、これにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負い、第三者への遺漏や、本業務の範囲を超えた使用をしてはならないものとする。
- (2) 請負者は、発注者から預託され又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。
- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。
 - 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。

三 紙媒体・電子データを問わず、預託を受けた個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。

四 業務完了後又は契約解除後速やかに発注者に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、発注者はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、発注者が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

- (3) 請負者は、発注者から預託された個人情報について、漏洩、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生したときは、速やかに発注者に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。
- (4) 請負者は、収集又は作成した個人情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び関係規定の示す安全確保の措置に従い管理し、適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、その取扱いについて、個人情報関連法規を遵守すること。
- (5) 文部科学省からの個人情報の取扱いに係る指示があった場合は、それに従うこと。

7 情報セキュリティの取扱い

- (1) 請負者は、情報インシデントを発生させることがないように、適切な管理体制を設けること。
- (2) 請負者の責任に起因する機密情報及び個人情報の情報の漏えい等により損害が発生した場合は、請負者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。
- (3) 請負者は、情報システムに意図しない変更が行われるなどの不正が発覚した時には、追跡調査や立ち入り検査等、文部科学省と連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- (4) 請負者は、文部科学省が本業務の情報セキュリティが確保されていないことを理由に請負者に対する改善を要求した場合はこれに対応すること。
- (5) 請負者は、文部科学省が理由及び必要性を明示してセキュリティ監査の実施を求めた場合は、求めに応じてセキュリティ監査を受け入れること。
- (6) 請負者は、請負者の責により機密情報及び個人情報について情報インシデントを発生させた場合は、速やかに文部科学省に報告するとともに、今後の対応計画を示すこと。
- (7) 請負者は、本業務の終了後においても業務によって知り得た機密情報及び個人情報について機密保持義務を負うものとする。

8 下請負

- (1) 本業務は請負者の従業員により実施することとし、原則、業務の下請負は禁止する。但し、本業務の一部を第三者に下請負する場合は事前に文部科学省の承認を得ること。なお、下請負に係る一切の業務の遂行・監督の責任は請負者が負うものとする。

9 著作権

- (1) 本調達における成果物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、文部科学省に帰属するものとする。既に請負者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き請負者に帰属するものとする。また、請負者は著作者人格権を行使しないものとする。

10 その他

- (1) 本業務の遂行に必要な機器(電話機、交換機等)・事務用品(机、いす、パソコン、プリンタ等)及び消耗品については一切を請負者において準備すること。
- (2) 原則として業務開始までに人員と本業務を行うにあたって必要となる設備等の準備を完了しておくこと。
文部科学省からの電話転送に所要となる事項は事前に確認し、接続試験を行っておくこと。
- (3) 不明な事項については業務開始前までに文部科学省に確認しておくこと。
- (4) 請負者は、この業務が終了したときは速やかに機密情報の現物、複写、要約及び各業務につき直接発生した二次的資料を文部科学省に返却、または廃棄し、一切のこれらの資料を保持しないものとする。
- (5) 本仕様に記載のない事項については、文部科学省と協議し、双方が合意した内容で実施すること。